

摘要欄記載事項

サービス種類	サービス内容 (算定項目)	摘要記載事項	備考
	<p>サテライト事業所からのサービス提供（訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、訪問型サービス（みなし）、訪問型サービス（独自）、訪問型サービス（独自/定率）、訪問型サービス（独自/定額）、通所型サービス（みなし）、通所型サービス（独自）、通所型サービス（独自/定率）、通所型サービス（独自/定額）、その他の生活支援サービス（配食/定率）、その他の生活支援サービス（配食/定額）、その他の生活支援サービス（見守り/定率）、その他の生活支援サービス（見守り/定額）、その他の生活支援サービス（その他/定率）、その他の生活支援サービス（その他/定額））</p>	<p>「サテライト」の略称として英字2文字を記載すること。 例 ST</p>	
	<p>ADL値の提出（通所介護、地域密着型通所介護）</p>	<p>指定居宅サービス基準第16条の2イ（4）によって求められるADL値の提出は、評価対象期間において連続して6月利用した期間（複数ある場合には最初の月が最も早いもの。）の最初の月と、当該最初の月から起算して6月目に、事業所の機能訓練指導員がBarthel Indexを測定した結果をそれぞれの月のサービス本体報酬の介護給付費明細書の摘要欄に記載することによって行う（「ADL維持等加算（ ）を算定する場合」の当該加算の摘要欄に記載する形で提出する場合を除く。）。</p> <p>例1 75 例2 ST/75 （当該事業所がサテライト事業所である場合）</p>	

訪問介護	身体介護4時間以上の場合	計画上の所要時間を分単位で記載すること。 単位を省略する。 例 260	身体介護4時間以上については、1回あたりの点数の根拠を所要時間にて示すこと。
訪問看護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護と連携して指定訪問看護を行う場合	訪問看護の実施回数を記載すること。 単位を省略する。 例 20	
	看護・介護職員連携強化加算	介護職員と同行したんの吸引等の実施状況を確認した日又は、会議等に出席した日を記載。  単位を省略する。 例 15	
	ターミナルケア加算を算定する場合	対象者が死亡した日を記載すること。 なお、訪問看護を月の末日に開始しターミナルケアを行い、その翌日に対象者が死亡した場合は、死亡した年月日を記載すること。 例 20030501 (死亡日が2003年5月1日の場合)	
訪問看護、予防訪問看護	退院時共同指導加算	算定回数に応じて医療機関での指導実施月日を記載すること。 なお、退院の翌月に初回の訪問看護を実施した場合は、医療機関で指導を実施した月日を記載すること。 例 0501 (指導実施日が5月1日の場合)	
訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション	リハビリテーションマネジメント加算( )を算定する場合	VISITにおける登録番号を記載すること。  例 0001(4桁の利用者ID)	
訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション	短期集中リハビリテーション実施加算を算定する場合	病院若しくは診療所または介護保険施設から退院・退所した年月日又は要介護・要支援認定 例 20060501  (退院(所)日が2006年5月1日の場合)	

<p>居宅療養管理 指導、介護予 防居宅療養管 理指導</p>		<p>算定回数に応じて訪問日等を記載すること (訪問日等が複数あるときは「,(半角カンマ)」で区切る)。 薬剤師による居宅療養管理指導において、サ ポート薬局による訪問指導を行った場合、訪問 日等の前に「サ」と記載すること。</p> <p>単位を省略する。 例 6,20 (訪問指導を6日と20日に行った場合) 例 サ6,サ20 (サポート薬局による訪問指導を6日と20日 に行った場合)</p>	
<p>通所介護、地 域密着型通所 介護</p>	<p>ADL維持等加算 ( )を算定 する場合</p>	<p>指定居宅サービス基準第16条の2ロ(2) におけるADL値の提出は、算定日が属する月に 事業所の機能訓練指導員がBarthel Indexを測定 した結果を、ADL維持等加算( )の介護給付 費明細書の給付費明細欄の摘要欄に記載するこ とによって行う。</p> <p>なお、当該提出は、当該提出の月の属する年 の1月から12月までが評価対象期間となる際 に指定居宅サービス基準第16条の2イ(4) によって求められるADL値の提出を兼ねるもの とする。</p> <p>例 75</p>	
<p>介護福祉施設 サービス、地 域密着型介護 老人福祉施設 入所者生活介 護、介護保健 施設サービス</p>	<p>褥瘡マネジメ ント加算を算 定する場合</p>	<p>以下の項目について、連続した12桁の数値 を入力すること。 (自分で行っている場合は0、自分で行ってい ない場合は1、対象外の場合は2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴</li> <li>・食事摂取</li> <li>・更衣(上衣)</li> <li>・更衣(下衣)</li> <li>・寝返り</li> <li>・座位の保持</li> <li>・座位での乗り移り</li> <li>・立位の保持</li> </ul> <p>(なしの場合は0、ありの場合は1、対象外 の場合は2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・尿失禁</li> <li>・便失禁</li> <li>・バルーンカテーテルの使用</li> </ul> <p>(いいえの場合は0、はいの場合は1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去3か月以内に褥瘡の既往があるか</li> </ul> <p>例 入浴を自分で行っていない、更衣(下 衣)を自分で行っていない、立位の保持を自分 で行っていない、尿失禁あり、過去3ヶ月以内 に褥瘡の既往がない場合(その他は自分で行っ ている、もしくはなし) 100100011000</p>	

通所リハビリテーション	短期集中個別リハビリテーション実施加算を算定する場合	病院若しくは診療所または介護保険施設から退院・退所した年月日又は要介護認定を受けた日を記載すること。 例 20060501 (退院(所)日が2006年5月1日の場合)	
	重度療養管理加算を算定する場合	<p>摘要欄に利用者(要介護3、要介護4又は要介護5)の状態(イからリまで)を記載すること。なお、複数の状態に該当する場合は主たる状態のみを記載すること。</p> <p>例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ハ</li> <li>イ 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態</li> <li>ロ 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態</li> <li>ハ 中心静脈注射を実施している状態</li> <li>ニ 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態</li> <li>ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態</li> <li>ヘ 膀胱または直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の4級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態</li> <li>ト 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態</li> <li>チ 褥瘡に対する治療を実施している状態</li> <li>リ 気管切開が行われている状態</li> </ul>	
福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与	福祉用具貸与特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合	別記を参照 福祉用具貸与を開始した日付を記載すること単位を省略する。 例 6	
短期入所生活介護	医療連携強化加算を算定する場合	<p>摘要欄に利用者の状態(イからリまで)を記載すること。なお、複数の状態に該当する場合は主たる状態のみを記載すること。</p> <p>例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ハ</li> <li>イ 喀痰吸引を実施している状態</li> <li>ロ 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態</li> <li>ハ 中心静脈注射を実施している状態</li> <li>ニ 人工腎臓を実施している状態</li> <li>ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態</li> <li>ヘ 人口膀胱又は人口肛門の処理を実施している状態</li> <li>ト 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態</li> <li>チ 褥瘡に対する治療を実施している状態</li> <li>リ 気管切開が行われている状態</li> </ul>	

<p>短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護</p>	<p>多床室のサービスコードの適用理由</p>	<p>適用理由の番号を摘要欄に左詰めで記載すること。</p> <p>1 多床室入所 3 感染症等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者 4 居住面積が一定以下 5 著しい精神症状等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者</p>	<p>一月内で複数の滞在理由に該当する場合は、最初の滞在理由を記載すること。 同時に複数の理由（例えば感染症等による入所で居住面積が一定以下）に該当する場合は、最も小さい番号を記載すること。</p>
<p>短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護</p>	<p>多床室のサービスコードの適用理由</p>	<p>適用理由の番号を摘要欄に左詰めで記載すること。</p> <p>1 多床室入所 3 感染症等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者 4 居住面積が一定以下 5 著しい精神症状等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者</p>	<p>一月内で複数の滞在理由に該当する場合は、最初の滞在理由を記載すること。 同時に複数の理由（例えば感染症等による入所で居住面積が一定以下）に該当する場合は、最も小さい番号を記載すること。</p>
	<p>重度療養管理加算を算定する場合（老健のみ）</p>	<p>摘要欄に利用者（要介護4又は要介護5）の状態（イからリまで）を記載すること。なお、複数の状態に該当する場合は主たる状態のみを記載すること。</p> <p>例 Ⅱ イ 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態 ロ 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態 ハ 中心静脈注射を実施している状態 ニ 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態 ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態 ヘ 膀胱または直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号に掲げる身体障害者障害程度等級表の四級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態 ト 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態 チ 褥瘡に対する治療を実施している状態 リ 気管切開が行われている状態</p>	

<p>短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護</p>	<p>療養型(介護予防)短期入所療養介護費  ( )( )( )  ( )、療養型(介護予防)短期入所療養介護費  ( )( )( )、ユニット型療養型(介護予防)短期入所療養介護費  ( )( )( )( )、診療所型(介護予防)短期入所療養介護費  ( )( )( )( )  ( )又はユニット型診療所型(介護予防)短期入所療養介護費  ( )( )( )( )  を算定する場合</p>	<p>下記イから又までに適合する患者については、摘要欄にその状態を記載すること。なお、複数の状態に該当する場合は主たる状態のみを記載すること。</p> <p>例1 イ</p> <p>例2 ⅡD</p> <p>イ NYHA分類 以上の慢性心不全の状態</p> <p>ロ Hugh-Jones分類 以上の呼吸困難の状態又は連続する1週間以上人工呼吸器を必要としている状態</p> <p>ハ 各週2日以上的人工腎臓の実施が必要であり、かつ、次に掲げるいずれかの合併症を有する状態。</p> <p>A 常時低血圧(収縮期血圧が90mmHg以下)</p> <p>B 透析アミロイド症で手根管症候群や運動機能障害を呈するもの</p> <p>C 出血性消化器病変を有するもの</p> <p>D 骨折を伴う二次性副甲状腺機能亢進症のもの</p> <p>ニ Child-Pugh分類C以上の肝機能障害の状態</p> <p>ホ 連続する3日以上、JCS100以上の意識障害が継続している状態</p> <p>ヘ 単一の凝固因子活性が40%未満の凝固異常の状態。</p> <p>ト 現に経口により食事を摂取している者であって、著しい摂食機能障害を有し、造影撮影(医科診療報酬点数表中「造影剤使用撮影」をいう。)又は内視鏡検査(医科診療報酬点数表中「喉頭ファイバースコーピー」をいう。)により誤嚥が認められる(喉頭侵入が認められる場合を含む。)状態</p> <p>チ 認知症であって、悪性腫瘍と診断された者</p> <p>リ 認知症であって、次に掲げるいずれかの疾病と診断された者</p> <p>A パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病)</p> <p>B 多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群)</p> <p>C 筋萎縮性側索硬化症</p> <p>D 脊髄小脳変性症</p> <p>E 広範脊柱管狭窄症</p> <p>F 後縦靭帯骨化症</p> <p>G 黄色靭帯骨化症</p> <p>H 悪性関節リウマチ</p> <p>ヌ 認知症高齢者の日常生活自立度のランク b、又はMに該当する者</p>	
------------------------------	---	--	--

特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護	看取り介護加算	対象者が死亡した日を記載すること。 例 20120501 （死亡日が2012年5月1日の場合）	
特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護	外部サービス利用型における福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与	別記を参照	

介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	退所前訪問相談援助加算	家庭等への訪問日を記載すること。 単位を省略する。 例 20	
	退所後訪問相談援助加算	家庭等への訪問日を記載すること。 単位を省略する。 例 20	
	多床室のサービスコードの適用理由	適用理由の番号を摘要欄に左詰めで記載すること。 1 多床室入所 2 制度改正前入所による経過措置 3 感染症等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者（30日以内の者） 4 居住面積が一定以下 5 著しい精神症状等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者	一月内で複数の滞在理由に該当する場合は、最初の滞在理由を記載すること。 同時に複数の理由（例えば感染症等による入所で居住面積が一定以下）に該当する場合は、最も小さい番号を記載すること。
	看取り介護加算	対象者が死亡した時間帯の番号を摘要欄に左詰めで記載すること（早朝・夜間の場合のみ）。 1 18:00～19:59 2 20:00～21:59 3 6:00～8:00 対象者が死亡した場所の番号を摘要欄に左詰めで記載すること。 1 施設内 2 施設外 例 19時に施設内で死亡した場合 1/1	
	配置医師緊急時対応加算	対応を要した入所者の状態についての番号を摘要欄に左詰めで記載すること。 1 看取り期 2 看取り期以外 配置医師を呼ぶ必要が生じた理由についての番号を摘要欄に左詰めで記載すること（複数該当する場合は最もあてはまるものを1つ選択すること）。 1 転倒や外傷に関連する痛み、創傷処置 2 外傷以外の痛み（関節、頭痛、胸痛、腰痛、背部痛、腹痛、その他痛み） 3 服薬に関連すること（誤薬、服薬困難、処方内容の変更後の予期せぬ変化など） 4 発熱、食欲低下、水分摂取不足、排便の異常、排尿の異常、嘔気・嘔吐、血圧の異常、血糖値の異常 5 認知症BPSD関連 6 医療機器のトラブル（カテーテルの抜去・閉塞、点滴トラブルなど） 7 神経障害（感覚障害・運動障害など）、意識レベルの変化、呼吸の変化 8 死亡診断の依頼 9 上記以外 例 月のうちに3回緊急時の訪問が行われた場合 24.27.28	



介護保健施設 サービス	入所前後訪問 指導加算	家庭等への訪問日を記載すること。 単位を省略する。 例 20	
	訪問看護指示 加算	訪問看護指示書の交付日を記載すること。 単位を省略する。 例 20	
	多床室のサー ビスコードの 適用理由	適用理由の番号を摘要欄に左詰めで記載する こと。 1 多床室入所 2 制度改正前入所による経過措置 3 感染症等により医師が必要と判断した 従来型個室への入所者（30日以内の者） 4 居住面積が一定以下 5 著しい精神症状等により医師が必要と 判断した従来型個室への入所者	一月内で複数の滞在理 由に該当する場合は、最 初の滞在理由を記載する こと。 同時に複数の理由（例 えば感染症等による入所 で居住面積が一定以下） に該当する場合は、最も 小さい番号を記載するこ と。
	短期集中リハ ビリテーショ ン実施加算、 認知症短期集 中リハビリ テーション実 施加算を算定 する場合	当該施設に入所した日を記載すること。 例 20060501 （入所日が2006年5月1日の場合）	
	ターミナルケ ア加算	対象者が死亡した日を記載すること。 例 20080501 （死亡日が2008年5月1日の場合）	
	かかりつけ医 連携薬剤調整 加算	<u>退所の際に減薬した旨等を主治の医師に報告 した日を記載すること。</u> 例 20180501 <u>（報告日が2018年5月1日の場合）</u>	
	地域連携診療 計画情報提供 加算	入所者が入所する直前に、対象となる医療機 関を退院した日を記載すること。 例 20080501 （退院日が2008年5月1日の場合）	

介護療養施設サービス	他科受診時費用	他科受診を行った日を記載すること（複数日行われたときは「,（半角カンマ）」で区切単位を省略する。 例 6,20	
	退院前訪問指導加算	家庭等への訪問日を記載すること。 単位を省略する。 例 20	
	退院後訪問指導加算	家庭等への訪問日を記載すること。 単位を省略する。 例 20	
	訪問看護指示加算	訪問看護指示書の交付日を記載すること。 単位を省略する。 例 20	
	療養型介護療養施設サービス費 ( )( )( ) ( )、療養型介護療養施設サービス費 ( )( )( )、 ユニット型療養型介護療養施設サービス費 ( )( )( ) ( )又はユニット型診療所型介護療養施設サービス費 ( )( )( ) を算定する場合	<p>すべての入院患者について、医療資源を最も投入した傷病名を、医科診療報酬における診断群分類（DPC）コードの上6桁を用いて摘要欄に左詰めで記載すること。</p> <p>下記イから又までに適合する患者については、摘要欄にDPC上6桁に続けてその状態を記載すること。なお、複数の状態に該当する場合は主たる状態のみを記載すること。</p> <p>例1 050050,1 （傷病名が慢性虚血性心疾患で、下記のイに該当する場合）</p> <p>例2 110280,1D （傷病名が慢性腎不全で、下記の1Dに該当する場合）</p> <p>例3 040120 （傷病名が慢性閉塞性肺疾患で、下記のイから又までに該当しない場合）</p> <p>イ NYHA分類 以上の慢性心不全の状態</p> <p>ロ Hugh-Jones分類 以上の呼吸困難の状態又は連続する1週間以上人工呼吸器を必要としている状態</p> <p>ハ 各週2日以上的人工腎臓の実施が必要であり、かつ、次に掲げるいずれかの合併症を有する状態。</p> <p>A 常時低血圧（収縮期血圧が90mmHg以下）</p> <p>B 透析アミロイド症で手根管症候群や運動機能障害を呈するもの</p> <p>C 出血性消化器病変を有するもの</p> <p>D 骨折を伴う二次性副甲状腺機能亢進症のもの</p> <p>ニ Child-Pugh分類 C以上の肝機能障害の状態</p> <p>ホ 連続する3日以上、JCS100以上の意識障害が継続している状態</p> <p>ヘ 単一の凝固因子活性が40%未満の凝固異常の状態。</p>	

		<p>ト 現に経口により食事を摂取している者であって、著しい摂食機能障害を有し、造影撮影（医科診療報酬点数表中「造影剤使用撮影」をいう。）又は内視鏡検査（医科診療報酬点数表中「喉頭ファイバースコープ」をいう。）により誤嚥が認められる（喉頭侵入が認められる場合を含む。）状態</p> <p>チ 認知症であって、悪性腫瘍と診断された者</p> <p>リ 認知症であって、次に掲げるいずれかの疾病と診断された者</p> <p>A パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病）</p> <p>B 多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）</p> <p>C 筋萎縮性側索硬化症</p> <p>D 脊髄小脳変性症</p> <p>E 広範脊柱管狭窄症</p> <p>F 後縦靭帯骨化症</p> <p>G 黄色靭帯骨化症</p> <p>H 悪性関節リウマチ</p> <p>ヌ 認知症高齢者の日常生活自立度のランク b、又はMに該当する者</p>	
	<p>上記以外の療養型介護療養施設サービス費 診療所型介護療養施設サービス費 認知症型介護療養施設サービス費 を算定する場合（経過型を含む。加算を除く。）（ユニット型も同様。）</p>	<p>すべての入院患者について、医療資源を最も投入した傷病名を、医科診療報酬における診断群分類（DPC）コードの上6桁を用いて摘要欄に左詰めで記載すること。ただし、平成30年9月30日までは、適切なコーディングが困難な場合、XXXXXXと記載すること。</p>	
<p>多床室のサービスコードの適用理由</p>		<p>適用理由の番号を摘要欄に左詰めで記載すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 多床室入所</li> <li>2 制度改正前入所による経過措置</li> <li>3 感染症等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者（30日以内の者）</li> <li>4 居住面積が一定以下</li> <li>5 著しい精神症状等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者</li> </ol>	<p>一月内で複数の滞在理由に該当する場合は、最初の滞在理由を記載すること。</p> <p>同時に複数の理由（例えば感染症等による入所で居住面積が一定以下）に該当する場合は、最も小さい番号を記載すること。</p>

介護医療院サービス	他科受診時費用	他科受診を行った日を記載すること（複数日行われたときは「（半角カンマ）」で区切単位を省略する。 例 6.20	
	退所前訪問指導加算	家庭等への訪問日を記載すること。 単位を省略する。 例 20	
	退所後訪問指導加算	家庭等への訪問日を記載すること。 単位を省略する。 例 20	
	訪問看護指示加算	訪問看護指示書の交付日を記載すること。 単位を省略する。 例 20	
	多床室のサービスコードの適用理由	適用理由の番号を摘要欄に左詰めで記載すること。 1 多床室入所 2 制度改正前入所による経過措置 3 感染症等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者（30日以内の者） 4 居住面積が一定以下 5 著しい精神症状等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者	一月内で複数の滞在理由に該当する場合は、最初の滞在理由を記載すること。 同時に複数の理由（例えば感染症等による入所で居住面積が一定以下）に該当する場合は、最も小さい番号を記載すること。
	移行定着支援加算	介護医療院の開設日を記載すること。  例 20180501 （報告日が2018年5月1日の場合）	
認知症対応型共同生活介護	看取り介護加算	対象者が死亡した日を記載すること。 例 20090501 （死亡日が2009年5月1日の場合）	
小規模多機能型居宅介護	看取り連携体制加算	対象者が死亡した日を記載すること。 例 20060501 （死亡日が2006年5月1日の場合）	
小規模多機能型居宅介護（短期利用以外）、介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用以外）	小規模多機能型居宅介護費、介護予防小規模多機能型居宅介護費（加算を除く）	通所、訪問、宿泊のサービスを提供した日数を、二桁の数字で続けて記載すること。 例 100302 （通所サービスを10日、訪問サービスを3日、宿泊サービスを2日提供した場合） 例 150000 （通所サービスを15日提供し、訪問サービス・宿泊サービスを提供しなかった場合）	同日内に複数のサービスを提供した場合においても、それぞれのサービスで日数を集計し、記載すること。（例えば通所と訪問のサービスを同日に提供した場合、通所と訪問のそれぞれで1日として記載すること。）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	ターミナルケア加算を算定する場合	対象者が死亡した日を記載すること。 なお、訪問看護を月の末日に開始しターミナルケアを行い、その翌日に対象者が死亡した場合は、死亡した年月日を記載すること。 例 20120501 (死亡日が2012年5月1日の場合)	
	退院時共同指導加算	算定回数に応じて医療機関での指導実施月日を記載すること。 なお、退院の翌月に初回の訪問看護を実施した場合は、医療機関で指導を実施した月日を記載すること 例 0501 (指導実施日が5月1日の場合)	
看護小規模多機能型居宅介護(短期利用以外)	看護小規模多機能型居宅介護(加算を除く)	看護、通所、訪問、宿泊のサービスを提供した日数を、二桁の数字で続けて記載すること。 例 04010302 (訪問看護サービスを4日、通所サービスを1日、訪問サービスを3日、宿泊サービスを2日提供した場合) 例 00150000 (通所サービスを15日提供し、訪問サービス・宿泊サービスを提供しなかった場合)	同日内に複数のサービスを提供した場合においても、それぞれのサービスで日数を集計し、記載すること。(例えば通所と訪問のサービスを同日に提供した場合、通所と訪問のそれぞれで1日として記載すること。)
	退院時共同指導加算	算定回数に応じて医療機関での指導実施月日を記載すること。 なお、退院の翌月に初回の訪問看護を実施した場合は、医療機関で指導を実施した月日を記載すること 例 0501 (指導実施日が5月1日の場合)	
	ターミナルケア加算を算定する場合	対象者が死亡した日を記載すること。 なお、訪問看護を月の末日に開始しターミナルケアを行い、その翌日に対象者が死亡した場合は、死亡した年月日を記載すること。 例 20120501 (死亡日が2012年5月1日の場合)	
介護給付費の割引		割引の率を記載すること。 例 5	

複数の摘要記載事項がある場合は、表上の掲載順に従って「/」で区切って記載すること。  
例 ST/260/5 (サテライト事業所から260分の訪問介護を5%の割引率で実施した場合。)

(別記)

介護保険請求時の福祉用具貸与における商品コード等の  
介護給付費明細書の記載について

介護給付費明細書へ記載するコードについては、公益財団法人テクノエイド協会が付している  
T A I Sコード又は福祉用具届出コードのいずれかを記載すること。

いずれのコードについても、企業コード(5桁)及び商品コード(6桁)(半角英数字)を左  
詰で記載すること(英字は大文字で記載すること)。その際に企業コードと商品コードの間は  
「-」(半角)でつなくこと。

(例) 同一商品を複数貸与している場合は、給付費明細欄の行を分けて記載すること。

給 付 費 明 細 欄	サービス内容	サービスコード						単位数		回数		サービス単位数			公費分 回数	公費対象単位数			摘要				
	手すり貸与	1	7	1	0	0	7					3	1			3	0	0					00000-111111
	手すり貸与	1	7	1	0	0	7					3	1			3	0	0					00000-111111

(例) 付属品を併せて貸与している場合は、それぞれのサービス単位数を記載すること。

給 付 費 明 細 欄	サービス内容	サービスコード						単位数		回数		サービス単位数			公費分 回数	公費対象単位数			摘要				
	特殊寝台貸与	1	7	1	0	0	3					3	1			9	0	0					00000-222222
	特殊寝台 付属品貸与	1	7	1	0	0	4					3	1			1	0	0					00000-Z33333

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 老健局高齢者支援課

## 介 護 保 険 最 新 情 報

### 今回の内容

平成 30 年度以降の福祉用具貸与に係る  
商品コードの付与・公表について  
計 20 枚（本紙を除く）

Vol.650

平成30年4月17日

厚生労働省老健局高齢者支援課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう  
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 3985)  
FAX：03-3595-3670

事 務 連 絡  
平成 30 年 4 月 17 日

都道府県  
各 指定都市 介護保険主管課（室） 御中  
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課

平成 30 年度以降の福祉用具貸与に係る商品コードの付与・公表について

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

福祉用具貸与事業者が介護給付費請求を行うに当たっては、「貸与価格の全国的な状況の把握について」（平成 29 年 8 月 25 日老高発 0825 第 1 号）及び「「介護給付費請求書等の記載要領について」の一部改正について」（平成 29 年 10 月 19 日老高発 1019 第 1 号・老老発 1019 第 1 号）でお知らせしたとおり、平成 29 年 10 月貸与分から、介護給付費明細書に T A I S コード又は福祉用具届出コード（以下「商品コード」という。）を記載いただくこととしたところです。

平成 29 年 9 月 30 日時点の商品コードについては、「介護給付費明細書に記載する福祉用具貸与の商品コードについて」（平成 29 年 10 月 19 日事務連絡）でお知らせしたところですが、平成 30 年度以降に貸与される新商品（現在、暫定的なコードを使用している商品を含む。）についても同様に、介護給付費明細書に商品コードを記載いただくことが必要となります。

今般、下記のとおり、平成 30 年度以降の商品コードの付与・公表に係る手続等についてお知らせしますので、管内市町村及び福祉用具貸与事業者等に対し、広く周知いただくとともに、遺漏なく御対応いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1 商品コードの付与について

#### (1) T A I S コードについて

福祉用具の製造事業者又は輸入事業者において、T A I S コードを取得する場合は、公益財団法人テクノエイド協会のホームページ等を御確認の上、



必要な手続を行っていただきますようお願いいたします。

(2) 福祉用具届出コードについて

T A I Sコードを取得しない場合は、福祉用具届出コードの取得が必要となりますので、別紙「福祉用具貸与価格適正化推進事業「福祉用具届出システム」利用の手引き」（公益財団法人テクノエイド協会）を御確認の上、必要な手続を行っていただきますようお願いいたします。

(3) 現在使用されている暫定的な商品コードの取扱いについて

現在、暫定的な商品コードとして、「99999-999999」の使用を可能としていますが、介護給付費明細書に記載できる暫定的な商品コードについては、平成30年5月貸与分までとします。平成30年6月貸与分以降、暫定的な商品コードを記載した場合、各国民健康保険団体連合会の審査において返戻となりますので御留意いただくとともに、該当する商品については、本年5月10日までにT A I Sコード又は福祉用具届出コードを取得いただきますようお願いいたします。

2 商品コードの公表について

いずれの商品コードについても、原則、毎月10日までに受け付けた申請は、翌月1日に付与し、同日、公益財団法人テクノエイド協会のホームページで一覧を公表することとします。

また、平成30年4月2日時点の商品コード一覧については、現在、公益財団法人テクノエイド協会のホームページで公表しており、5月1日以降についても、毎月更新することとします。

3 商品コードの介護給付費明細書への記載について

福祉用具貸与事業者が介護給付費請求を行うに当たっては、上記2により公表された商品コードを御確認の上、介護給付費明細書に該当する商品コードを記載いただきますようお願いいたします。

なお、実際に貸与する月に付与・公表されている商品コードが介護給付費明細書に記載されていない場合、各国民健康保険団体連合会の審査において返戻となりますので御留意いただくとともに、誤りなく正確に記載いただきますようお願いいたします。

(注) 商品コードの変更が生じた商品について

当月（新たに商品コードが付与・公表された月）の介護給付費明細書には変更前の商品コードを記載し、新たに付与・公表された商品コードは翌月の介護給付費明細書から記載いただきますようお願いいたします（例えば、

従来届出コードが付与されていた商品について、11月1日にT A I Sコードが付与された場合は、11月（10月貸与分）の介護給付費明細書には届出コードを記載し、12月（11月貸与分）以降の介護給付費明細書にはT A I Sコードを記載いただきますようお願いいたします。）。

また、「月遅れ分」として請求する場合は、実際に貸与した月に付与・公表されていた商品コードを介護給付費明細書に記載いただきますようお願いいたします。

#### 4 その他

本年7月を目途として、商品ごとの全国平均貸与価格及び貸与価格の上限を公表することを予定しています(貸与件数が月平均100件未満の商品を除く。)

また、公表した貸与価格の上限については、平成30年10月貸与分から適用することとしていますので、あらかじめ御了知いただきますようお願いいたします。

**【厚生労働省担当】**

厚生労働省老健局 高齢者支援課  
福祉用具・住宅改修係

電 話：03-5253-1111（内3985）

e-mail：fukushiyougu@mhlw.go.jp

## 福祉用具貸与価格適正化推進事業

# 「福祉用具届出システム」利用の手引き

### ●届出システムの目的

介護保険における福祉用具は、利用者が可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は改善を図り、状態の悪化の防止に資するとともに、介護者の負担の軽減を図る役割を担っております。

その一方で、貸与価格の設定に当たっては、商品価格のほか、計画書の作成、保守点検等の諸経費が含まれるなど事業者の裁量によるため、同一商品であっても、平均的な価格と比べて非常に高価な価格請求が行われるといった課題もあります。

これを踏まえ、「介護保険制度の見直しに関する意見」（平成28年12月9日社会保障審議会介護保険部会）において、適切な貸与価格を確保する観点から、貸与価格の全国的な状況を把握し、公表する仕組みを構築するほか、貸与価格に上限を設けるべき等の内容が盛り込まれたところであります。

また、平成29年度の「福祉用具貸与価格の見える化に関する研究事業」（公益財団法人テクノエイド協会）においては、具体的な仕組みの構築に向けた検討が進められるとともに、貸与価格の把握のために、平成29年9月30日までに約16,000の商品について「TAISコード」又は「福祉用具届出コード」が付与され、平成29年11月1日から介護給付費明細書へ当該コードを記載することが徹底されたところであります（※）。

本事業は、今後、新たな商品が開発され、普及していく中で、福祉用具の貸与価格の全国的な状況を継続的に把握するとともに、商品ごとの全国平均貸与価格等を公表すること等を通じ、必要な方に適切な価格での貸与を確保することを目的とするものであり、公益財団法人テクノエイド協会が運用する「TAIS（福祉用具情報システム）」に未登録の福祉用具（TAISコードを取得していない用具）について、届出していただくためのシステムです。

（※）「介護給付費請求書等の記載要領について」の一部改正について  
（老高発 1019 第 1 号、老老発 1019 第 1 号、平成 29 年 10 月 19 日）

### ●用語の定義

TAISコード	公益財団法人テクノエイド協会が管理・運用する福祉用具情報システム（TAIS）上の管理コードであり、介護給付費請求時に記載が必要となる5桁（企業コード）－（ハイフン）6桁（商品コード）の半角英数字のコード。 （参考）福祉用具情報システム（TAIS） <a href="http://www.techno-aids.or.jp/system/">http://www.techno-aids.or.jp/system/</a>
福祉用具届出コード	TAISコードを取得していない商品について、介護給付費請求時に記載が必要となる5桁（企業コード）－（ハイフン）6桁（商品コード）の半角英数字のコード。

## ●届出を行う者

届出の手続きは、福祉用具製造・輸入事業者に行っていただきます。

下記の留意事項をご確認のうえ、TAIS未登録の用具についてのみ届出してください。

### (留意事項)

- ① 既にTAISに登録しており「5桁－6桁」のTAISコードが付与され、協会HPから用具情報の公開がなされている福祉用具は届出不要です。
- ② また、現在TAISを削除している用具のうち、平成29年6月利用分における介護給付費の請求実績があった福祉用具については、届出を不要とします。そのリストは当該リストとして協会HPに掲載しますのでご確認ください。
- ③ 当面の間、暫定的な商品コードの使用が認められていた「99999-999999」については、平成30年5月貸与分までとなります。

従いまして、「99999-999999」の商品コードにより、これまでの間、貸与サービスや介護給付費の請求を行っていた用具につきましては、今般、TAISコードか届出コードのいずれかを取得する必要がありますのでご注意ください。

## ●届出期間

原則、毎月10日までに受け付けた申請を翌月1日に公表します。

例えば、第1回目となる「平成30年6月貸与分」（6月1日公表分）についての届出期間は、平成30年4月17日～5月10日となります。

当協会では、届出された用具について、指定した内容の記載や添付書類が整っているか、また、既に登録されている商品ではないか等についての内容確認を行い、原則、翌月の1日にコード表をHPにて公表することといたします。

### (留意事項)

- ① 記載内容や添付書類等に不備がある場合には、コード表への掲載を延期又は見合わせる場合があります。
- ② また、一旦コード表に掲載された用具であっても、当該届出を行った企業のホームページやカタログ又は他者からの告知等により、届出している内容と異なる情報、さらには事実と異なる状況等が確認された場合には、コード表から削除させていただきます。

## ●届出方法

この「福祉用具届出システム」利用の手引きに記載される所定の内容等を十分留意のうえ、1商品ずつ届出を行ってください。

なお、記載内容の漏れや誤りなど、また添付書類の不備や不適切等が認められる場合には、公表するリストには反映されませんのでご注意ください。

## ●問合せ先（事務局）

公益財団法人テクノエイド協会・企画部

TEL：03-3266-6883

FAX：03-3266-6885

→ 届出システムに関すること 加藤、嶋谷（しまや）、千葉、五島（ごしま）

→ TAISに関すること 伊東、山下、下萩原（しもはぎはら）

MS&ADインターリスク総研株式会社・リスクマネジメント第四部

TEL：03-5296-8976

→ 届出システムに関すること 田中、谷澤（やざわ）

# 目次

1. はじめに.....	4
(1) 届出に必要な情報.....	4
(2) 届出コード付与・公表までのスケジュール.....	5
2. 本システムについて.....	6
(1) アクセス方法について.....	6
(2) 本システムの全体像について.....	8
3. 法人登録（ログイン用のパスワードを取得する）.....	9
4. 用具の届出ページにログインする.....	11
5. 届出するためのデータ入力.....	13
(1) 新規で用具情報のデータを入力する.....	13
(2) 一時保存のデータ入力を再開する.....	16
6. 届出用具の一覧画面について.....	17

## 1. はじめに

### (1) 届出に必要な情報

届出コードの取得は、製造事業者又は輸入事業者（以下「製造事業者等」）が行うこととし、インターネットを通じて1商品ずつ届出を行うこととなります。

福祉用具届出コードの取得に際して、以下の内容を登録していただくこととなりますが、既に法人情報を登録している場合には、商品情報のみの登録となります。

昨年の届出システムにて法人登録をしている場合には、既にパスワードを発行しているところです。今回もそちらのパスワードを必ず利用していただくこととなります。不明な場合は事務局まで問合せください。

なお、届出する商品について、当該商品が保険給付の対象となり得ることを確認した保険者を登録していただく必要がありますので、予め届出システムへ商品情報を入力する前に、保険者名、担当部署、連絡先（電話番号）を用意してください。

#### 福祉用具届出コードの取得にあたって必要な情報

法人情報	商品情報
①法人名	①名称
②法人名（フリガナ）	②型番
③担当部署	③商品の写真
④都道府県	④介護保険の種目
⑤住所	サービス種類
⑥TEL	サービス種目
⑦FAX	⑤希望小売価格又は実勢価格
⑧法人番号	⑥製品区分 自社製造／輸入製品／OEM
⑨メールアドレス	⑦OEMの場合
⑩登録者氏名	製造物責任を負っていることの確認
	当該製品に自社（申請）名を表示した写真又はカタログ、取扱説明書等
	OEM供給を行っている製造事業者
	届出申請を行う企業等名称が表示されていることが確認できる製品の写真又はカタログ、取扱説明書等
	⑧当該製品が保険給付の対象となり得ることを確認した保険者名
	保険者名
	担当部署
	TEL

## (2) 届出コード付与・公表までのスケジュール

原則、毎月10日までに受け付けた申請を翌月1日に公表します。

当協会では、届出された用具について、指定した内容の記載や添付書類が整っているか、また、既に登録されている商品ではないか等についての内容確認を行い、原則、翌月の1日にコード表をHPにて公表することといたします。

例えば、第1回目となる「平成30年6月貸与分」（6月1日公表分）についての届出期間は、平成30年4月17日～5月10日となります。

平成30年6月貸与分より、現在、暫定的な商品コードとして認められている「99999-999999」も含め、「TAISコード」又は「届出コード」のいずれかの取得が必ず必要となりますので注意してください。

申請からコード付与・公表までのスケジュール（想定）

	4月			5月			6月			7月		
	1日	10日	20日	1日	10日	20日	1日	10日	20日	1日	10日	20日
第1回目		届出			内容審査		★ コード付与・公表					
第2回目以降					届出			内容審査		★ コード付与・公表		

7月以降は、6月と同じ当月10日までを届出の期間とし、毎月、当協会にて11日～月末までの間で内容確認を行い、原則、翌月の1日にはコード表を公開することといたします。

参考) 各都道府県等介護保険主管課（室）宛

厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡（平成30年4月17日）

・平成30年度以降の福祉用具貸与に係る商品コードの付与・公表について

## 2. 本システムについて

### (1) アクセス方法について

「福祉用具届出システム」は、テクノエイド協会のホームページからアクセスすることができます。( <http://www.techno-aids.or.jp/> )

#### テクノエイド協会 HPトップ画面

公益財団法人テクノエイド協会  
The Association for Technical Aids(ATA)

Welcome to association for technical aids' home page

サイト内検索 検索 協会紹介 アクセス リンク・著作権・免責事項 個人情報保護方針 情報公開 賛助会員 リンク集

**お知らせ NEW!** 大橋謙策理事長の動向コーナー [一覧を表示 >](#)

- 2018.03.23 平成30年度 可搬型階段昇降機安全指導員講習(基礎講習)開催要項(名古屋会場)を掲載しました。
- 2018.03.14 平成30年度 高齢者のための車椅子フィッティングセミナー(東京会場)を掲載しました。
- 2018.02.26 平成30年度 可搬型階段昇降機安全指導員講習(基礎講習)開催要項(東京会場)を掲載し

**設立30周年記念フォトコンテスト「福祉用具と笑顔」入賞作品について**

福祉用具ニーズ情報収集・提供システム [パンフレットはこちら](#)

最新情報 2018.2.19 最終更新

- 要望・アイデア** [カードを識別する機器\(用具\)](#)  
視覚に障害があり、銀行カードや診察券など同じサイズのカードが様々な...
- 新製品や技術** [遠赤外線器具ダンディユリナー発売のお知らせ](#)  
昭和24年創業、介護機器メーカーの朝日産業株式会社(本社:名古屋市熱田...
- お知らせ** [「作業療法のための3Dプリンタ活用セミナー」開催のお知らせ](#)  
【開催趣旨】近年3Dプリンタの低価格化や周辺技術の普及が進み、様々...

**福祉用具貸与価格適正化推進事業(厚生労働省) NEW!!**

- 2018.04.17 [「福祉用具貸与価格を把握するための商品コード一覧」\(平成30年4月2日時点\)\(Excel形式:1.32MB\)](#)
- 2018.04.17 [「福祉用具届出システム」利用の手引き\(平成30年4月17日現在\)\(PDF形式:1.45MB\)](#)
- 2018.04.17 [「福祉用具貸与価格適正化推進事業」に関するQ&A集\(平成30年4月17日現在\)\(PDF形式:158KB\)](#)

**福祉用具・介護ロボット実用化支援事業(厚生労働省) NEW!!**

介護ロボット等のお試しができます!

- 補聴器関係はこちら**
  - 認定補聴器技能者養成事業システム
  - 認定補聴器専門店認定システム
  - 補聴器販売店検索システム
- NEW!!**
- 福祉用具プランナー情報システム**
- 福祉用具情報システム(TAIS) NEW!**
  - 用具検索(---件)
  - 企業検索(---社)
  - TAISへの情報登録
  - TAIS情報の更新(変更) NEW!! (平成30年3月現在)
- 生活便利用具データベースシステム**
- 福祉用具ニーズ情報収集・提供システム**
- メーカー連絡会議**


こちらをクリックすると、「福祉用具届出システム」専用ページに移動します。(P7参照)

#### 福祉用具貸与価格適正化推進事業(厚生労働省) NEW!!

- 2018.04.17 [「福祉用具貸与価格を把握するための商品コード一覧」\(平成30年4月2日時点\)\(Excel形式:1.32MB\)](#)
- 2018.04.17 [「福祉用具届出システム」利用の手引き\(平成30年4月17日現在\)\(PDF形式:1.45MB\)](#)
- 2018.04.17 [「福祉用具貸与価格適正化推進事業」に関するQ&A集\(平成30年4月17日現在\)\(PDF形式:158KB\)](#)



## 福祉用具貸与価格適正化推進事業「福祉用具届出システム」のページ



**公益財団法人テクノエイド協会**  
The Association for Technical Aids(ATA)

Welcome to association for technical aids' home page

サイト内検索
検索
協会紹介
アクセス
リンク・著作権・免責事項
個人情報保護方針
情報公開
賛助会員
リンク集

ホーム > 福祉用具貸与価格適正化推進事業（厚生労働省）

> **福祉用具貸与価格適正化推進事業（厚生労働省） NEW!!**

- [届出システムの目的](#)
- [「福祉用具貸与価格を把握するための商品コード一覧」（平成30年4月2日時点）の公開 NEW!!](#)
- [届出を行う者](#)
- [届出期間](#)
- [届出方法](#)
- [お問合せ先（事務局）](#)
- [関連情報](#)
- [Q&A集](#)

● **届出システムの目的**
[ページの先頭へ](#)

介護保険における福祉用具は、利用者が可能な限り自宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は改善を図り、状態の悪化の防止に資するとともに、介護者の負担の軽減を図る役割を担っております。

その一方で、貸与価格の設定に当たっては、商品価格のほか、計画書の作成、保守点検等の諸経費が含まれるなど事業者の裁量によるため、同一商品であっても、平均的な価格と比べて非常に高価な価格請求が行われるといった課題もあります。

これを踏まえ、「介護保険制度の見直しに関する意見」（平成28年12月9日社会保障審議会介護保険部会）においては、適切な貸与価格を確保する観点から、貸与価格の全国的な状況を把握し、公表する仕組みを構築するほか、貸与価格に上限を設けるべき等の内容が盛り込まれたところであります。

また、平成29年度の「福祉用具貸与価格の見える化に関する研究事業」（公益財団法人テクノエイド協会）においては、具体的な仕組みの構築に向けた検討が進められるとともに、貸与価格の把握のために、平成29年9月30日までに約16,000の商品について「T A I Sコード」又は「福祉用具届出コード」が付与され、平成29年11月1日から介護給付費明細書へ当該コードを記載することが徹底されたところであります（※）。

本事業は、今後、新たな商品が開発され、普及していく中で、福祉用具の貸与価格の全国的な状況を継続的に把握するとともに、商品ごとの全国平均貸与価格等を公表すること等を通じ、必要な方に適切な価格での貸与を確保することを目的とするものであり、公益財団法人テクノエイド協会が運用する「T A I S（福祉用具情報システム）」に未登録の福祉用具（T A I Sコードを取得していない用具）について、届出していたいただくためのシステムです。

（※）「介護給付費請求書等の記載要領について」の一部改正について  
（老高発1019第1号、老老発1019第1号、平成29年10月19日）[（PDF形式：254KB）](#)

● **用語の定義**
[ページの先頭へ](#)

T A I Sコード	公益財団法人テクノエイド協会が管理・運用する福祉用具情報システム（T A I S）上の管理コードであり、介護給付費請求時に記載が必要となる5桁（企業コード） - （ハイフン）6桁（商品コード）の半角英数字のコード。 （参考）福祉用具情報システム（T A I S） <a href="http://www.techno-aids.or.jp/system/">http://www.techno-aids.or.jp/system/</a>
福祉用具届出コード	T A I Sコードを取得していない商品について、介護給付費請求時に記載が必要となる5桁（企業コード） - （ハイフン）6桁（商品コード）の半角英数字のコード。

● **福祉用具貸与価格を把握するための商品コード一覧の公開 NEW!!**
[ページの先頭へ](#)

- [各都道府県等介護保険主管課（室）宛 厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡（平成30年4月17日） NEW!!](#)  
・平成30年度以降の福祉用具貸与に係る商品コードの付与・公表について [（PDF形式：123KB）](#)

介護給付費明細書に記載いただく「5桁-6桁（半角・英数字）」のコードについて、以下に公表します。

- [福祉用具貸与価格を把握するための商品コード一覧（平成30年4月2日時点）](#) [（Excel形式：1.32MB）](#) **NEW!!**  
※「コード」欄にリンク先がある商品については、当協会の「福祉用具情報システム（T A I S）」において仕様や機能などの情報が確認できます。  
※「備考」欄に「○」が記載されている商品については、当協会が貸与の給付対象と考えられる福祉用具として選定したものです。

● **届出を行う者**
[ページの先頭へ](#)

届出の手続きは、福祉用具製造・輸入事業者に行っていただきます。  
下記の留意事項をご確認のうえ、T A I S未登録の用具についてのみ届出してください。

（留意事項）

① 既にT A I Sに登録しており「5桁-6桁」のT A I Sコードが付与され、協会HPから用具情報の公開がなされている福祉用具は届出不要です。

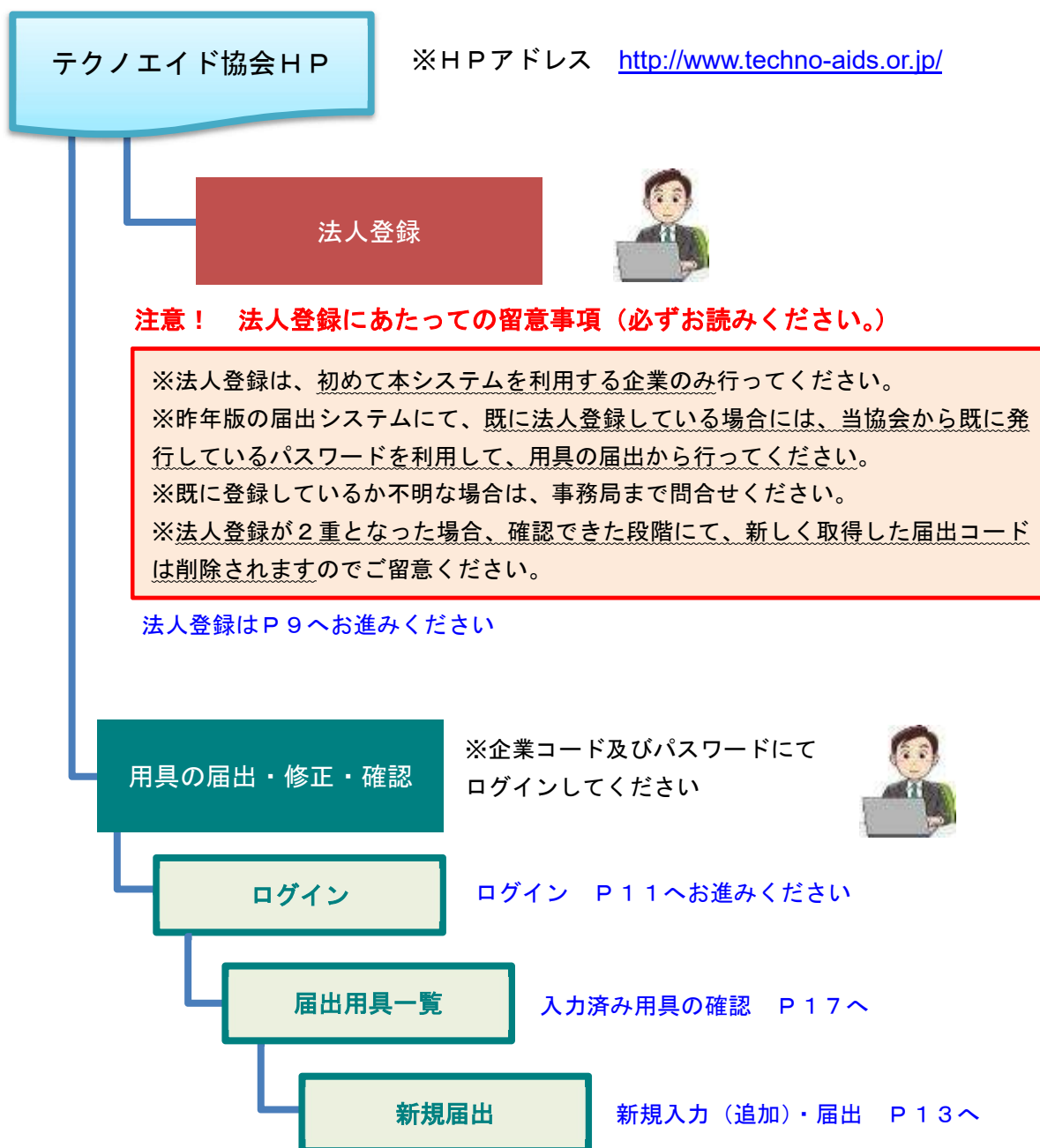
② また、現在T A I Sを削除している用具のうち、平成29年6月利用分における介護給付費の請求実績があった福祉用具については、届出を不要とします。そのリストは当該リストとして協会HPに掲載しますのでご確認ください。

③ 当面の間、暫定的な商品コードの使用が認められていた「99999-999999」については、平成30年5月貸与分までとなります。従いまして、「99999-999999」の商品コードにより、これまでの間、貸与サービスや介護給付費の請求を行っていた用具につきましては、今後、T A I Sコードが届出コードのいずれかを取得する必要がありますのでご注意ください。

- [当該リストはこちら](#) [（Excel形式：153KB）](#)

## (2) 本システムの全体像について

システムの全体像は、以下のとおりです。



- なお、一旦、「確定して送信」した内容の変更・削除は一切できませんので、手続きは慎重に行ってください。
- パスワードが不明な方は、事務局までお問合せください。FAXにて内容確認させていただきます。

### 3. 法人登録（ログイン用のパスワードを取得する）

※ 法人登録は、初めて本システムを利用する企業のみ行ってください。

※ 昨年版の届出システムにて、既に法人登録している場合には、当協会から既に発行しているパスワードを利用して、用具の届出から行ってください。法人登録は不要です。

- ① トップ画面の「法人登録をする」をクリックすると「法人登録画面」に進みます。  
「企業コード」の欄には、「福祉用具情報システム（T A I S）」にて発行されている5桁の「企業コード」を入力し、T a bキーを押すと、登録済みの情報（法人名からF A X番号まで）が自動的に表示されます。  
※T A I Sの企業コードのない方は、ブランクのまま構いません。
- ② 国税庁に登録されている法人番号（13桁）を入力してください。  
法人番号は国税庁の法人番号公表サイトで調べることができます。  
<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>
- ③ パスワードを送信する先の「メールアドレス」を入力してください。
- ④ 届出を実施される担当者の方の氏名を入力してください。
- ⑤ 入力内容に間違いがなければ「入力内容を確認する」をクリックしてください。

トップ > 法人登録画面

福祉用具届出システム ~法人登録画面~

法人情報を登録してください。（\*は入力必須です）

① 企業コード

の既にT A I Sに登録している方(又は、過去にT A I S登録されていた方)  
●平成29年9月1日以前に届出システムにて法人登録を済ませた方  
⇒この手続きは不要  
⇒用具の届出・修正・確認等を行う際は、この画面から行って下さい。  
●上記において法人登録を行っていない方  
⇒この手続きにて法人登録を行ってください。  
⇒但し、この場合には、企業コードを入力して下さい。  
●今までにT A I S登録されたこと  
⇒ブランクにして、法人名を入力して下さい。

\*法人名

※入力にあたって(株)や(有)などの略(株)× 株式会社 ○  
(有)× 有限会社 ○

\*法人名フリガナ

※法人名のフリガナは不要です

担当部署

\*郵便府県

\*住所

\*電話番号 --

② FAX番号 --

\*法人番号

③ \*メールアドレス

④ \*登録者氏名

入力内容を確認する 登録せずに閉じる

⑤

T A I Sの企業コードをお持ちの方はそのコードを記載することとし、T A I Sの企業コードのない方は、ブランクのまま構いません。

「登録せずに閉じる」をクリックすると、それまでに登録していた情報は、保存されずにトップ画面に戻りますので注意してください。

- ⑥ 確認画面が表示されるため、入力内容を確認してください。
- 入力内容が正しい場合は、「確定して登録する」をクリックしてください。登録が完了しましたら、自動的に今回入力いただいたメールアドレス宛に、「福祉用具届出システム」にて使用するパスワードが送信されます。  
(登録内容について記録しておくためにも、確認画面を印刷し、大切に保管しておいてください。)
  - 誤りがある場合は、「修正する」をクリックすると、入力画面(前画面)に戻ることができます。正しい内容に修正し、入力内容を確認のうえ「確定して登録する」をクリックしてください。

トップ > 法人登録画面 > 法人登録確認画面

**福祉用具届出システム ～法人登録画面～**

以下の内容で登録します。よろしいですか。

企業コード	登録された内容が表示されます。
*法人名	
*法人名フリガナ	
担当部署	
*都道府県	
*住所	
*TEL	
FAX	
*法人番号	
*メールアドレス	
*登録者氏名	

⑥ 確定して登録する 修正する

「確定して登録する」をクリックする前、登録内容について記録しておくためにも、確認画面を印刷し、大切に保管しておいてください。

トップ > 法人登録画面 > 登録完了画面

**福祉用具届出システム～法人登録画面～**

法人登録が完了しました。  
登録いただいたメールアドレス宛にパスワードが送信されますのでご確認ください。  
登録後、1日経過しても受信できない場合は、お手数ですが事務局までご連絡ください。

[トップページへ戻る](#)

## 4. 用具の届出ページにログインする

- ① トップ画面の「用具の届出・修正・確認」をクリックすると「用具の届出・修正・確認画面」に進みます。
- ② 法人登録にて発行された「企業コード」と「パスワード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。  
(T A I S登録済み企業は、T A I Sにて発行されている5桁の「企業コード」を入力してください。)
- ③ 正常にログインされると「届出用具一覧」のページが表示されます。

トップ > 用具の届出・修正・確認画面

### 福祉用具届出システム ～用具の届出・修正・確認画面～

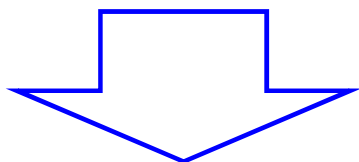
企業コードとパスワードを入力してください

\*企業コード

\*パスワード

ログイン

トップページへ戻る



### 福祉用具届出システム ～用具の届出・修正・確認画面～

【株式会社】

**■届出用具一覧**

「新規追加」をクリックし用具詳細について入力してください。  
一旦、確定して送信した内容の変更・削除は一切できませんので、手続に注意してください。

新規追加

受付番号	商品名	型番	届出コード	更新日	ステータス	公開年月	備考
0001	車いす①	C-I	90054-200001	2018/03/16		2018/04	
0002	車いす②(登録後修正)	C-II	90054-200002	2018/03/20		2018/04	
0003	車いす③	C-III		2018/03/16	届出申請中		<span style="border: 1px solid gray; padding: 2px;">参照する</span>
0004	車いす④	C-IV		2018/03/28	一時保存		<span style="border: 1px solid gray; padding: 2px;">修正する</span>
0005	手すり①	ABC		2018/03/20	届出申請中		<span style="border: 1px solid gray; padding: 2px;">参照する</span>
0006	手すり②	TUJ		2018/03/22	届出申請中		<span style="border: 1px solid gray; padding: 2px;">参照する</span>

既に入力されている用具がある場合には、一覧として表示されます。

※ログインに失敗した場合

以下の画面が表示された場合は、企業コードとパスワードが一致しない等の理由が考えられます。

受信したメール等を再度確認いただき、どうしてもログインできないという場合は事務局までご連絡ください。



## 5. 届出するためのデータ入力

### (1) 新規で用具情報のデータを入力する

- ① ログイン後、届出用具一覧の画面が表示されます。新規で用具情報を入力する場合は、「新規追加」ボタンをクリックしてください。届出する用具の詳細情報を入力する画面に進みます。

トップ > 用具の届出・修正・確認画面 > 届出用具一覧

### 福祉用具届出システム ～用具の届出・修正・確認画面～

【株式会社】

#### ■届出用具一覧

「新規追加」をクリックし用具詳細について入力してください。  
一旦、確定して送信した内容の変更・削除は一切できませんので、手続きは慎重に行ってください。

①

受付番号	商品名	型番	届出コード	更新日	ステータス	公開年月	備考
0001	車いす①	C-I	90054-Z00001	2018/03/16		2018/04	
0002	車いす②(登録後修正)	C-II	90054-Z00002	2018/03/20		2018/04	
0003	車いす③	C-III		2018/03/16	届出申請中		<input type="button" value="参照する"/>
0004	車いす④	C-IV		2018/03/28	一時保存		<input type="button" value="修正する"/>
0005	手すり①	ABC		2018/03/20	届出申請中		<input type="button" value="参照する"/>
0006	つえ	TU1		2018/03/22	届出申請中		<input type="button" value="参照する"/>

② 届出する用具1商品ごとに詳細情報を入力してください。「\*」は必須項目です。

トップ > 用具の届出・修正・確認画面 > 届出用具一覧 > 新規追加

### 福祉用具届出システム ～用具の届出・修正・確認画面～

【株式会社】  
用具情報を入力してください

■届出する用具について入力してください。

**\*名称**   
**型番**   
※名称・型番がいずれも同一の用具は、重複して届出することができません。  
※名称・型番がいずれも全角で入力してください。(漢字、かな、カタカナ)

**\*介護保険種目** サービス種類   
サービス種目

**\*希望小売  
又は実勢価格**  円(税抜きの価格を、)で入力してください  
 オープン価格 ※オープン価格を選択した場合は実勢価格を入力してください

**\*製品区分**  自社製造  輸入製品  OEM製品  
※製造区分がOEM製品の場合  
 製造物責任を負っている  
 当該製品に自社(申請)名を表示した写真またはカタログ、取扱説明書等がある  
OEM供給を行っている製造事業者名

**\*商品画像データ登録**  ファイルが選択されていません。  
OEMの場合、届出申請を行う企業等名称が表示されていることが確認できる製品の写真  
又はカタログ、取扱説明書のいずれかを添付してください。

当該製品が保険給付の対象となり得ることを確認した保険者名

**\*保険者名**   
**\*担当部署**   
**\*電話番号**  -  -

**注釈:** 名称・型番がいずれも同一の用具は、重複して届出することができません。また、すべて全角で入力してください。

**注釈:** OEMの場合、届出申請を行う企業等名称が表示されていることが確認できる製品の写真又はカタログ、取扱説明書のいずれかを添付してください。

**注釈:** 商品画像データ登録は、該当商品のための画像を添付してください。

#### 【留意点】

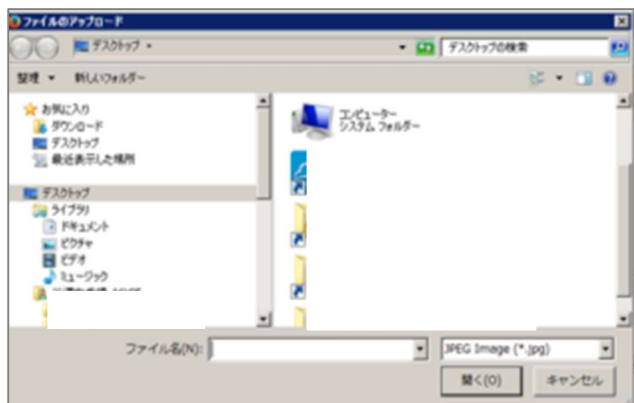
製品区分で「OEM製品」を選択した際、以下の3項目の入力が確認できない場合は、「一時保存」ができませんのでご注意ください。

- ・以下2点のチェック  
 製造物責任を負っている  
 当該製品に自社(申請)名を表示した写真またはカタログ、取扱説明書等がある
- ・OEM供給を行っている製造事業者名

※届出の際には、上記3項目および「届出申請を行う企業等名称が表示されていることが確認できる製品の写真又はカタログ、取扱説明書の添付」も必須です。



## ★ 画像データの登録方法



「参照」をクリックすると、左の画面が表示されます。

添付した画像データが保存されているフォルダからデータを選択し、右下にある「開く」をクリックするとデータ登録が完了します。完了するとデータの名称が表記されます。  
※添付できるデータは、Excel、Word、pdf、ppt、JPEG 等、いずれも可能です。

- ③ 必須項目すべての入力完了後、「入力内容を確認する」をクリックしてください。確認画面が表示されます。入力内容に誤りのないことを確認し、「確定して送信する」をクリックすると、届出が完了します。(登録内容について記録しておくために、確認画面を印刷し大切に保管しておいてください。)

なお、一旦、「確定して送信する」をした内容の変更・削除は一切できませんので、手続きは慎重に行ってください。

※改めて届出を行う場合や入力が途中となっている場合は「一時保存する」をクリックしてください。後日、追加での入力等が可能です。

トップ > 用具の届出・修正・確認画面 > 届出用具一覧 > 新規追加 > 確認画面

### 福祉用具届出システム ～用具の届出・修正・確認画面～

入力内容を確認してください。「確定して送信する」をクリックすると今後入力内容の修正ができなくなります。

■届出する用具について確認してください。

* 名林 型番	登録された内容が表示されます。
* 介護保険種目	
* 希望小売 又は実勢価格	
* 製品区分	
* 商品画像データ登録 当該製品が保険給付の対象	
* 保険者名	「確定して送信する」を選択し届出を行うと、届出内容の確認はできますが、修正等の操作ができなくなりますのでご注意ください。
* 担当部署	
* 電話番号	

修正する    一時保存する    **確定して送信する**

■ 「一時保存する」をクリックした場合

一時保存実施後「一覧へ」をクリックすると、届出用具一覧のステータス列に「一時保存」と表示されます。

トップ > 用具の届出・修正・確認画面 > 届出用具一覧 > 新規追加 > 一時保存



(2) 一時保存のデータ入力を再開する

届出用具一覧のステータスが「一時保存」の表示の右にある「修正する」をクリックすると用具情報の入力画面（一時保存した状態）が表示されます。届出期間中に届出申請を行ってください。

福祉用具届出システム ～用具の届出・修正・確認画面～

【株式会社】

■届出用具一覧

「新規追加」をクリックし用具詳細について入力してください。  
一旦、確定して送信した内容の変更・削除は一切できませんので、手続きは慎重に行ってください。

新規追加

受付番号	商品名	型番	届出コード	更新日	ステータス	公開年月	備考
0001	車いす①	C-I	90054-Z00001	2018/03/16		2018/04	
0002	車いす②(登録後修正)	C-II	90054-Z00002	2018/03/20		2018/04	
0003	車いす③	C-III		2018/03/16	届出申請中		参照する
0004	車いす④	C-IV		2018/03/28	一時保存		修正する
0005	手すり①	ABC		2018/03/20	届出申請中		参照する
0006	杖	TU1		2018/03/22	届出申請中		参照する

## 6. 届出用具の一覧画面について

ログイン後、最初に届出用具一覧の画面が表示されます。ステータスにて現在の状況を確認することができます。

トップ > 用具の届出・修正・確認画面 > 届出用具一覧

福祉用具届出システム ～用具の届出・修正・確認画面～

【株式会社 〇〇〇】

**■届出用具一覧**

「新規追加」をクリックし用具詳細について入力してください。  
一旦、確定して送信した内容の変更・削除は一切できませんので、手続きは慎重に行ってください。

新規追加
②
③

受付番号	商品名	型番	届出コード	更新日	ステータス	公開年月	備考
0001	車いす①	C-I	90054-200001	2018/03/16		2018/04	
0002	車いす②(登録後修正)	C-II	90054-200002	2018/03/20		2018/04	
0003	車いす③	C-III		2018/03/16	届出申請中		参照する
0004	車いす④	C-IV		2018/03/28	一時保存		修正する
0005	手すり①	ABC		2018/03/20	届出申請中		参照する
0006	つら	TRJ		2018/03/22	届出申請中		参照する

- ①受付番号 届出企業において入力された順にシステム上の受付番号が配番されます。  
※届出コードではありません。
- ②更新日 届出用具の最終入力日又は送信日が表示されています。
- ③ステータス／公開年月 以下のとおりです。

ステータス	公開年月	状況
一時保存	(空欄)	届出は未完了の状況です。 ※備考欄にある「修正する」をクリックすると、用具情報入力画面が表示され、内容の修正ができます。
届出申請中	(空欄)	新規の届出について申請中の状況です。
	確認中	事務局にて内容確認を行っている状況です。 ※事務局にて内容確認が完了することにより、福祉用具届出コードが付与されます。
(空欄)	年月 (YYYY/MM)	既に届出コードが付与されている商品です。 届出コードおよび公開年月が表示されています。 ※修正及び削除を行うことはできません。
	確認不可	事務局にて確認を行った結果、入力内容に不備等がある状況です。 ※福祉用具届出コードの再申請を行う場合は、新たに「新規追加」にて再度申請を行ってください。